

## 地球観測システム研究開発費補助金交付規則

	平成22年	3月23日	21文科開第511号
改正	平成23年	11月21日	23文科開第576号
改正	平成27年	1月13日	26文科開第532号
改正	平成27年	3月26日	26文科開第834号
改正	平成28年	3月22日	27文科開第951号
改正	平成28年	7月26日	28文科開第279号
改正	平成29年	1月16日	28文科開第739号
改正	平成31年	1月15日	30文科開第768号
改正	令和2年	12月25日	2文科開第777号
改正	令和3年	3月2日	2文科開第902号

### (通則)

第1条 地球観測システム研究開発費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)によるほか、この規則の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、全球地球観測システム(GEOS)を推進する国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合(GEO)において策定された戦略計画に基づき日本の貢献を着実に実施していくために必要であって、利用者の需要が高いと認められる事業のうち、人工衛星及び地上設備の研究開発並びに打上げ用ロケットの調達及び打上げ並びに地震・津波観測監視システム、日本海溝海底地震津波観測網及び南海トラフ海底地震津波観測網(以下「海底地震・津波観測網」という。)の研究開発及び運用、首都圏を中心とした地震観測研究システムの研究開発、地形・地盤観測研究システムの研究開発、火山観測研究システムの研究開発並びに地球環境データ統合・解析プラットフォーム運用及びデータ利活用の研究開発等に要する経費に対して補助を行い、もって地球観測に関する国の責務の遂行に寄与することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、その事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 一 前条の目的を達成するため国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測衛星及び地上設備の研究開発並びに打上げ等に係る事業
- 二 前条の目的を達成するために国立研究開発法人防災科学技術研究所が行う海底地震・津波観測網の研究開発及び運用等に係る事業
- 三 前条の目的を達成するために国立研究開発法人防災科学技術研究所が行う首都圏を中心とした地震観測研究システムの研究開発等に係る事業
- 四 前条の目的を達成するために国立研究開発法人防災科学技術研究所が行う地形・地盤観測研究システムの研究開発等に係る事業

- 五 前条の目的を達成するために国立研究開発法人防災科学技術研究所が行う火山観測研究システムの研究開発等に係る事業
  - 六 我が国の法人（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を除く。）が行う地球観測衛星及び地上設備の研究開発並びに打上げ等に係る事業であって、次項の各号の要件を満たしているもの
  - 七 我が国の法人（国立研究開発法人防災科学技術研究所を除く。）が行う火山観測研究システムの研究開発等に係る事業であって、次項の各号の要件を満たしているもの
  - 八 我が国の法人が行う地球環境データ統合・解析プラットフォーム運用及びデータ利活用の研究開発等に係る事業であって、次項の各号の要件を満たしているもの
- 2 前項第6号から第8号までの事業が満たすべき要件は次のとおりとする。
    - 一 前条の目的に資すると認められる事業であること。
    - 二 事業に関して具体的な計画が作成されており、かつその計画の実行が可能であると認められること。

#### （申請の手続）

- 第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第1による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて大臣に提出しなければならない。
- 一 申請しようとする者の営む主な事業
  - 二 申請しようとする者の資産及び負債に関する事項
- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付の決定）

- 第5条 大臣は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査して、補助金を交付すべきものと認めたものについて、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について修正を加え、又は条件を附して補助金の交付の決定をすることができる。
- 2 大臣は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
  - 3 大臣は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。
  - 4 補助金交付申請書が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な日数は、30日とする。

#### （決定の通知）

- 第6条 大臣は、前条の規定により補助金を交付するものと決定したときは、速やかに決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた者は、その通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から15日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げをするときは、様式第2による取下げ書にそれぞれ参考となる書類を添え、大臣に提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払は、原則として第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められるときは、補助金額の一部又は全部を補助金の額を確定する前に支払うことができる。

(事業の経理及び帳簿の記載等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業の遂行についての収支の額及び補助金の使途を会計帳簿に明記するとともに、その会計帳簿及び帳簿に記載した事項を証する書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、様式第3による実績報告書を作成し、大臣が別に定める期日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付し、国の会計年度終了に伴う様式第4による実績報告書を、大臣が別に定める期日までに大臣に提出しなければならない。また、国庫債務負担行為に基づいて補助金の交付の決定が行われている各年度についても同様とする。

3 補助事業者は、前2項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅れる場合には、大臣の承認を得なければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合は報告書等の審査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第13条に基づき承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助事業の終了の認定を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(計画変更の承認)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第5による補助事業の計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 大臣は、前項により承認する場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は、条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第14条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、遅滞なく様式第6による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 第12条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(事業遅延の報告)

- 第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第8による補助事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の変更等)

- 第17条 大臣は、第13条の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定を変更することができる。
- 2 大臣は、次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
    - 一 補助事業者が、法令、本規則、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本規則に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
    - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
    - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
    - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 3 大臣は、前2項の規定による変更又は取消しを行った場合には、期限を附して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - 4 大臣は、第2項第1号から第3号までの規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割

合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。

5 第3項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、取得財産等を処分することにより、補助事業者に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分)

第19条 取得財産のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号に規定する処分制限期間は、別に大臣が指定する財産及び期間とする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金調書)

第20条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第21条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則（平成23年11月21日 23文科開第576号）

この規則は、平成23年11月21日から施行し、平成23年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本規則の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の規則を適用する。

附 則（平成27年1月13日 26文科開第532号）

この規則は、平成27年1月13日から施行し、平成26年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本規則の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正

前の規則を適用する。

附 則（平成27年3月26日 26文科開第834号）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定による行為及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この新規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うことができる。この場合において、新規則の「国立研究開発法人」とあるのは改正前の規則（以下「旧規則」という。）の「独立行政法人」とする。

第3条 旧規則の規定による行為及びこれらに関し必要な手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日 27文科開第951号）

第1条 この規則は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本規則の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の規則を適用する。

第2条 前条の規定にかかわらず、改正後の第2条（全球地球観測システム（GEOS S）を推進する国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合（GEO）において策定された戦略計画に係る部分に限る。）は、平成28年1月1日以降に補助金の交付の決定が行われた事業にも適用する。

附 則（平成28年7月26日 28文科開第279号）

この規則は、平成28年7月26日から施行し、平成28年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本規則の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の規則を適用する。

附 則（平成29年1月16日 28文科開第739号）

この規則は、平成29年1月16日から施行し、平成29年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本規則の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の規則を適用する。

附 則（平成31年1月15日 30文科開第768号）

この規則は、平成31年1月15日から施行し、平成30年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本規則の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の規則を適用する。

附 則（令和2年12月25日 2文科開第777号）

この規則は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和3年3月2日 2文科開第902号）

第1条 この規則は、令和3年3月2日から施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、改正後の第2条及び第3条は令和3年度予算に係る補助事業から適用し、本規則の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の第2条及び第3条の規定を適用する。

文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金交付申請書

地球観測システム研究開発費補助金交付規則第4条の規定により、下記のとおり令和  
年度地球観測システム研究開発費補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施計画 別紙のとおり

(担当者) 氏 名 : 所属部署 : 電 話 : E-mail :
---

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

(別紙)

事業計画書

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 補助事業費総額 円

5 補助金交付申請額 円

〔 年度別申請額内訳 〕  
令和 年度分 円  
令和 年度分 円  
令和 年度分 円

(注) ( ) 内は国庫債務負担行為に係る申請の場合にのみ記載すること。

6 補助事業の実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

7 補助事業に要する経費の配分

項目	補助事業に要する経費 (円)	補助金充当予定額 (円)	備考
合計			

8 補助事業に要する経費の調達方法

国庫補助金収入 円

自己収入 円

(1)雑収入 円

9 補助金の算出基礎



文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請した地球観測システムの開発業務に係る補助金交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、地球観測システム研究開発費補助金交付規則第7条第2項の規定により申し出ます。

記

(担当者) 氏 名 : 所属部署 : 電 話 : E-mail :
---

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった地球観測システム研究開発費に係る補助事業は、令和 年 月 日に完了したので、地球観測システム研究開発費補助金交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の概況
- 2 補助事業の収支決算

支 出	項 目	交 付 決 定 額 (円)	流 用 等 増 △ 減 額 (円)	変 更 後 交 付 決 定 額 (円)	決 算 額 (円)	補 助 金 充 当 額 (円)	翌 年 度 へ の 繰 越 額 (円)	不 用 額 (国 庫 返 還 額) (円)	備 考
	計								

収 入	項 目	交 付 決 定 額 (円)	決 算 額 (円)	備 考
		国 庫 補 助 金 自 己 収 入 (1) 雑 収 入		
	計			

- 3 処分制限財産の内訳

種別	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	発 注 年 月 日	引 取 年 月 日	備 考
計							

(担当者)
氏名：
所属部署：
電話：
E-mail：

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第4

文 書 番 号  
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった地球観測システム研究開発費に係る補助事業のうち、令和 年 月 日までに完了した事業について、地球観測システム研究開発費補助金交付規則第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の概況
- 2 補助事業の収支決算

支 出	項 目	交 付 決 定 額 (円)	流 用 等 増 △ 減 額 (円)	変 更 後 交 付 決 定 額 (円)	決 算 額 (円)	補 助 金 充 当 額 (円)	翌 年 度 へ の 繰 越 額 (円)	不 用 額 (国 庫 返 還 額) (円)	備 考
	計								

収 入	項 目	交 付 決 定 額 (円)	決 算 額 (円)	備 考
		国 庫 補 助 金 自 己 収 入 (1)雑 収 入		
	計			

- 3 処分制限財産の内訳

種別	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	発 注 年 月 日	引 取 年 月 日	備 考
計							

(担当者)
氏名：
所属部署：
電話：
E-mail：

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった地球観測システム研究開発費補助金に係る補助事業の計画を下記により変更したいので、地球観測システム研究開発費補助金交付規則第13条の規定により、承認していただきたく申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更の理由
- 3 変更が研究開発業務に及ぼす影響及び効果

(担当者) 氏 名 : 所属部署 : 電 話 : E-mail :
---

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金の補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった地球観測システム研究  
開発費補助金に係る補助事業を中止（廃止）したいので、地球観測システム研究開発費補  
助金交付規則第14条の規定により承認していただきたく申請します。

記

1. 中止（廃止）しようとする補助事業の内容

2. 補助事業に要する経費

円

3. 交付決定額

円

4. 補助事業中止（廃止）の年月日

5. 中止（廃止）の理由

6. 補助金の使用状況

(担当者) 氏 名 : 所属部署 : 電 話 : E-mail :
---

文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定報告書

令和 年度地球観測システム研究開発費補助金に係る消費税及び地方消費税について仕入控除額が確定したので、地球観測システム研究開発費補助金交付規則第15条第1項の規定により報告します。

記

1. 補助金（交付規則第12条第1項による額の確定額）円
  
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円
  
3. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円
  
4. 補助金返還相当額（3－2）円

(担当者) 氏 名 : 所属部署 : 電 話 : E-mail :
---

(注) 精算の計算内訳書を添付すること。



文 部 科 学 大 臣 殿

(申請者) 住 所  
名称及び  
代表者名

地球観測システム研究開発費補助金に係る事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった地球観測システム研究開発費補助金に係る補助事業の遅延について、地球観測システム研究開発費補助金交付規則第16条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業に要する額

円

2. 交付決定額

円

3. 原因及び内容

4. 遅延に対する措置内容

5. 遅延が補助事業に及ぼす影響

6. 補助事業の遂行及び完了の予定

(担当者) 氏 名 : 所属部署 : 電 話 : E-mail :
---